

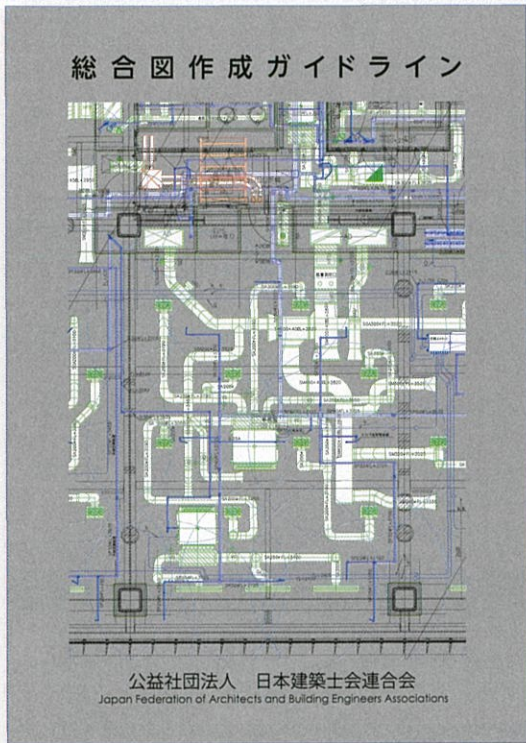
総合図作成ガイドライン

2017年
新規発行

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 建築生産における総合図の役割
- 第3章 総合図作成の流れ
- 第4章 総合図作成の基本
- 第5章 建築用途別の総合図作成事例
- 第6章 おわりに(展望と課題)
- 巻末資料

編集 ■ 公益社団法人日本建築士会連合会 総合図作成のためのガイドライン編集委員会
 担当顧問 ■ 金子 宏(鹿島建設)
 部長 ■ 嘉納成男(早稲田大学)
 副部長 ■ 伊藤 仁(鹿島建設)
 設計系幹事 ■ 清家正樹(三菱地所設計)
 施工系幹事 ■ 浜田晃司(清水建設)
 委員 ■ 浦江真人(東洋大学)、山田晶一、上田芳己(NTTファシリティーズ)、
 片岡幹夫(日建設)、與 尉(日本設計)、中島芳樹、山田英治(大林組)、
 大湾朝康、鈴木 崇、荒木真也(鹿島建設)、三戸景資(清水建設)、
 池田宏俊、伊藤正比呂(大成建設)、木谷宗一、稲垣秀人(竹中工務店)、
 肥沼川真二(関電工)、橋本 晋(高砂熱学工業)、山中保教(日本建築士会連合会)



A4判/149頁(フルカラー)
 定価 2,980円+税
 建築士会会員特別価格 2,682円+税

見開き
フルカラーで
見やすい構成

学識経験者と
第一線の建築実務者による
業務に役立つ内容

発注者、設計者、
施工者のすべてに
参考となる

用途別に豊富な
事例で解説

4.2 中規模オフィスの総合図作成事例と留意点

4.2.1 事務室(床・壁)

1. 検討段階事項
 - ① 設計前、確認申請書及び防犯計画書等と照合する。
 - ② 事務室の基本仕様を確認する。(天井高さ、柱上材料、床OAフロア高さ、床面裏(一般)ペーパー、カーペット等)。
 - ③ 設備基本仕様を確認する。(配線配線ルート、空調機配置、窓の気密性能と気密補修に対する壁の透気性能)。
 - ④ デザイン基本仕様は想定テナント間仕切り仕様を確認する。
 - ⑤ ネットワークシステムの確認、電気配線と入札時の解説システム、BEMSシステム等を確認する。
2. プランニング上の留意点と留意事項を確認する。
 - ① 入り口カウンター配置とフロアの両側、内装機材の納まりを確認する。(プランに反映も考慮)。
 - ② 実用(ハードウェア)ゾーン及び空調システム(リモコンの有無など)を確認する。
 - ③ 床面センサーなどは仕舞を兼ねた位置(内装材の目隠しなど)に設置する。
 - ④ コンセントは採光窓の隅に考慮し、柱のセンターなどには設けず。
 - ⑤ 柱上材の取付位置、吊钩、吊钩、吊钩等について確認しておく。
 - ⑥ 窓の点検扉として採光窓の取付位置などが併用されるようにする。
 - ⑦ 採光センサー等、天井等のセンサー取付位置を天井取付の納まりによる位置関係を確認する。
 - ⑧ 天井に電気配線や空調機材がある場合は、天井の構造や施工方法を確認する。
 - ⑨ BEMS、BEMSの配下と事務室の位置関係を整理する。
3. 法的な留意事項
 - ① 防火、防煙計画ライン、延焼の恐れのある部分など法的に必要なラインを確認し記入する。(天井内、床OA下の納まりに注意する)。
 - ② 採光窓と天井取付の各部分(採光窓の取付位置)を確認し、手戻りのないよう施工する。
 - ③ 採光窓の取付位置は、採光窓の取付位置、採光窓の取付位置を確認し、有効性を記入する。
4. その他の留意事項
 - ① 採光窓と天井取付の各部分がある場合は、それらの整合性を確認する。
 - ② 採光窓の取付位置と天井取付の各部分(採光窓の取付位置、採光窓の取付位置)を確認し、有効性を記入する。
 - ③ 採光窓の取付位置と天井取付の各部分(採光窓の取付位置、採光窓の取付位置)を確認し、有効性を記入する。



5.3 学校、病院等の総合図作成事例

5.3.1 学校事例

5.3.1.1 学校の特徴

5.3.2 総合図を検討する場合の留意ポイント(図5.3-1~5参照)

- ① プロジェクターを設置する場合、設置用床の仕様(想定重量、電源及び信号線)と、設置位置の確認を行う。吊スローカーを設置する場合も同様の確認が必要。
- ② スタイルボード等は、設置する位置だけでなく、収容できるスローカーの大きさ、スタイルボードの上げ下げが可能な手動のものも確認する。
- ③ 採光窓、AVコンソールの位置を柱・内装材の有無、採光窓の位置(採光窓の位置)を確認する。
- ④ 採光窓には採光センサーを設置する。採光窓がある場合は、採光センサーの位置を確認する。
- ⑤ 採光窓がある場合は、採光センサーを設置する。採光窓がある場合は、採光センサーの位置を確認する。
- ⑥ 採光窓がある場合は、採光センサーを設置する。採光窓がある場合は、採光センサーの位置を確認する。
- ⑦ 採光窓がある場合は、採光センサーを設置する。採光窓がある場合は、採光センサーの位置を確認する。
- ⑧ 採光窓がある場合は、採光センサーを設置する。採光窓がある場合は、採光センサーの位置を確認する。
- ⑨ 採光窓がある場合は、採光センサーを設置する。採光窓がある場合は、採光センサーの位置を確認する。



事例は地上6階建て
規模で地方都市に
おいても大いに
参考になる

お買い求めは都道府県建築士会または日本建築士会連合会のHPから →



設計者、施工者、
発注者の皆さま

より良い建築物を作り上げるために 総合図作成ガイドラインをご活用ください!

建築物を建設するにあたっては、発注者、設計者、監理者、施工者（ゼネコン、サブコン、メーカー等）、建物所有者、建物使用者をはじめ、行政、建設地周辺の近隣者など多くの人たちが関わっています。建築物は完成するまで最終成果物は存在しないため、関係する多くの人たちは、いわゆる「設計図」を共通認識のツールとして確認し、合意形成を図っています。

建設に関わる図書としては、設計図（意匠・構造・設備／配置図・平面図・立面図・断面図等）とこれに付随する仕様書・特記仕様書の他、施工段階での施工図（コンクリート寸法図・工作図・製作図等）・施工計画（要領）書などがあって複雑であり、関係者の共通認識を得ることは容易ではありません。

また、建築物は複雑な構成物であり、かつ一品生産であることから、個々の図面は毎回新たに作成され、その正確さ・整合性が要求されます。そのような状況下、「総合図」は設計図から施工図を作成するにあたって、

情報を一元化し整理するための重要な役割を担っており、意匠、構造、設備を総合的に表現し、関わっている多くの関係者間の調整と合意形成を図るための有効なツールとなっています。

総合図については、その有効性が1990年ごろから認識され始め、現在では多くの工事で採用されてきていますが、一方で設計者・監理者、施工者によって、作成方法・表現方法・内容などにばらつきがみられます。

このため、今回、(公社)日本建築士会連合会では、設計者・監理者と施工者の両方の意見を統合、調整し、本ガイドラインをまとめました。

本ガイドラインによって、発注者をはじめ多くの関係者の「総合図作成に対する認識」がさらに高まり、標準的な表現方法が定着し、さらに究極的な目標である建築物の品質向上・生産性の向上につながればよいと考えます。

より良い建築物を作り上げるために設計者、施工者、発注者等におかれまして、是非、本ガイドラインをご活用願います。

総合図作成ガイドライン 目次（詳細）

第1章 はじめに

- 1.1 「総合図作成ガイドライン」刊行の趣旨
- 1.1.1 背景
- 1.1.2 本ガイドラインについて
- 1.2 総合図の歴史的経緯

第2章 建築生産における総合図の役割

- 2.1 総合図の位置づけ
- 2.1.1 本書における総合図元図・プロット図・総合図の定義
- 2.1.2 総合図の役割と期待される効果
- 2.1.3 総合図作成における関係者の役割と業務の流れ
- 2.2 総合図作成における設計者・監理者の役割
- 2.2.1 総合図作成の基盤となる設計図書（設計図・仕様書）
- 2.2.2 総合図作成・検討、確認段階の役割
- 2.3 総合図作成における施工者の役割
- 2.3.1 総合図作成要領の立案
- 2.3.2 総合図元図の作成
- 2.3.3 プロット図の作成と確認
- 2.3.4 総合図の作成・調整・確認
- 2.3.5 施工図・製作図の作成
- 2.3.6 総合図作成と活用における施工者の留意事項

第3章 総合図作成の流れ

- 3.1 総合図作成の流れ
- 3.1.1 総合図作成の流れについて
- 3.1.2 総合図作成におけるゼネコンの役割と責任
- 3.2 総合図作成のための取り決め
- 3.2.1 会議体の運営方法
- 3.2.2 総合図作成の時期
- 3.2.3 作図（CAD）に関する注意点

第4章 総合図作成の基本

- 4.1 一般事項
- 4.1.1 総合図に記入すべき項目
- 4.1.2 具体的な記入基準例
- 4.2 中規模のオフィスの総合図作成事例と留意点
- 4.2.1 事務室（床・壁）
- 4.2.2 事務室（天井）
- 4.2.3 事務室（天井内）
- 4.2.4 廊下（床・壁）
- 4.2.5 廊下（天井）
- 4.2.6 特別避難階段・付室（床・壁）
- 4.2.7 特別避難階段・付室（天井）
- 4.2.8 EPS
- 4.2.9 PS・DS
- 4.2.10 駐車場（自走式）
- 4.2.11 電気室（屋内設置）
- 4.2.12 空調機械室
- 4.2.13 地下ピット（各種水槽）
- 4.2.14 外構

第5章 建築用途別の総合図作成事例

- 5.1 注意事項、事例データ使用方法
- 5.1.1 注意事項
- 5.1.2 事例データ使用方法
- 5.2 集合住宅事例
- 5.2.1 集合住宅の特徴
- 5.2.2 モデルルーム
- 5.2.3 注意すべき法令
- 5.2.4 総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.3 学校事例
- 5.3.1 学校の特徴
- 5.3.2 総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.4 病院事例
- 5.4.1 病院の特徴
- 5.4.2 総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.5 ホール事例
- 5.5.1 ホールの特徴
- 5.5.2 総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.6 商業施設事例
- 5.6.1 飲食店の特徴
- 5.6.2 飲食店の総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.6.3 ショッピングセンターの特徴
- 5.6.4 ショッピングセンターの総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.6.5 店舗（オフィスビル内）の特徴
- 5.6.6 店舗（オフィスビル内）の総合図を検討する場合の注意ポイント
- 5.7 免震層事例
- 5.7.1 免震層の特徴
- 5.7.2 総合図を検討する場合の注意ポイント

第6章 おわりに（展望と課題）

- 6.1 おわりに（展望と課題）
- 6.1.1 総合図の普及・促進
- 6.1.2 BIMの進展と総合図

〈巻末資料〉

- ・巻末資料1 総合図の歴史的経緯（詳細）
- ・巻末資料2 表示記号（シンボル）について
- ・巻末資料3 躯体貫通孔に関する留意点
- ・巻末資料4 本ガイドラインで使用している主な用語

総合図作成ガイドライン

2017年
新規発行

発行 公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館5F

TEL: 03-3456-2061 メール: jigyo1@kenchikushikai.or.jp

(公社)日本建築士会連合会のHPに第5章に掲載されている総合図の事例の多くが閲覧できます。
お試しに先ずは、図面をご覧ください。
<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

